

## 令和7年度 板倉町議会事務事業評価結果に係る検討結果報告書

事務事業名 (担当課・係名)	婚活応援事業（総務課・行政庶務係） カップリングデザイナー事業（企画財政課・企画調整係）
-------------------	---

### ■議会の合議結果

#### 【見直し（統廃合を含む）のうえ継続すべき事業】

- 事業の性質が類似しており、効率性の観点から、事業の統合を図ること。
- 多様な価値観やライフスタイルの変化に伴い、効率的な出会いを求める若年層の婚活の主流がパーティー形式からスマートフォンアプリ形式へと変化しつつあることを踏まえ、婚活イベントから民間マッチングサービス補助制度への事業転換を検討すること。
- カップリングデザイナーの取組は、中高年層向けに特化させ、事業の活性化をより一層図ること。

### ■改善または見直し方法

- 両事業の趣旨は異なりますが、少子化対策、婚姻率上昇という目的は一致しているため、今後は出会い創出支援として、事業の統合を検討します。
- 令和4年度にこども家庭庁が15歳から39歳の2万人を対象に、結婚をテーマにしたアンケート調査では、既婚者の4人に1人がマッチングアプリで出会ったと答え、最も多くなりました。  
若年層を中心にお出会いの場は多様化し、既婚者の25%がマッチングアプリで結婚相手と知り合う時代となっており、SNSの影響は増していると考えています。  
これまで、婚活の主流であったイベント形式からインターネットマッチングサービス形式へと変化してきている時代の変化を踏まえ、若年層を中心とした出会いを応援するため、婚活イベントから民間マッチングサービス補助制度への事業転換を検討します。
- カップリング・デザイナー事業は、知り合いのお見合いのお世話を、「結婚世話役ボランティア」という意味合いとなり、あくまでカップリング・デザイナーが主体の事業です。同事業は平成27年度から始まった事業ですが、これまで2組がお付き合いまで発展しましたが、成婚には至っていません。また、直近では令和5年度に1組のお見合いを実施していますが、お付き合いまでには発展しませんでした。今後は、カップリングデザイナーの意向を確認し、今後の事業展開を検討します。

## 令和7年度 板倉町議会事務事業評価結果に係る検討結果報告書

事務事業名 (担当課・係名)	移住定住支援事業（企画財政課・企画調整係） 分譲推進事業（産業振興課・誘致推進係） 移住者住宅取得支援事業（都市建設課・計画管理係）
-------------------	--

### ■議会の合議結果

#### 【見直し（統廃合を含む）のうえ継続すべき事業】

1. 関係人口の創出を図りつつ、移住・定住を強力に促進するためには、「移住希望者による移住までの意思決定プロセス（※）」を軸として様々な施策を位置づけ、シティプロモーションと連携させながら効果的に展開すべきである。  
よって、特定部署への業務集約を図って庁内における推進体制を強化し、戦略的視点を持って取り組むこと。  
※「知りたい」「行ってみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」という4段階のステップ。

### ■改善または見直し方法

- 1.これまで、板倉町PR大使を活用したシティプロモーション動画制作など、関係人口の創出、移住・定住促進のための事業を実施してきました。  
今年度は、町制施行70周年記念事業の一環として、著名人を活用したシティプロモーション動画制作、電子雑誌及び紙冊子制作など、これまでにない規模で大々的に実施しています。今後も移住・定住施策とシティプロモーションを連携させながら、事業を展開していきます。  
特定部署への業務集約については、他の事業に紐づいた事業もありますが、区域限定の特化した事業や補助申請先の群馬県窓口とのやり取り等を考慮し、適当と思われる担当部署で窓口を設けていますので、現状の窓口申請を維持したいと考えています。  
現状では、移住・定住、分譲推進、住宅関連の部署で連携を取り、申請者に負担がかからないよう説明や書類提出の簡素化など、十分に配慮していますが、最初の移住定住に関する相談先が分かりづらい面もありますので、まずは、移住定住の相談窓口を企画調整係とし、町ホームページでの相談窓口の啓発、庁舎内の相談窓口看板の設置など、見直しを図ります。  
なお、今後は、邑楽郡内自治体などの取組状況を確認しながら、組織改編など庁内の推進体制の見直しにあわせて、業務集約について検討します。

## 令和7年度 板倉町議会事務事業評価結果に係る検討結果報告書

事務事業名 (担当課・係名)	公共施設利活用検討事業（企画財政課・企画調整係）
-------------------	--------------------------

### ■議会の合議結果

#### 【見直し（統廃合を含む）のうえ継続すべき事業】

1. 法的及び構造上の制約を踏まえ、旧小学校においては避難所機能との併用を含めた利活用の可能性を、旧資源化センターにおいては廃止や用途変更を含めた方向性を早期に示すこと。
2. 地域住民、団体、事業者等の意見を取り入れる体制を構築し、地域ニーズとマッチした利活用を優先的に検討すること。
3. 官民連携（PFI等）の活用も含め、財政負担の軽減を図ること。

### ■改善または見直し方法

1. 旧南・北小学校については、都市計画法や建築基準法等の規制がありますが、要件がクリアできる内容であれば、使用許可条件（自然災害の発生又はそのおそれがある場合、「板倉町地域防災計画」に基づき、緊急避難所としての使用）の受け入れを前提とし、民間団体等からの利用の申出を受け付けます。また、緊急避難時の障害（備品等の常設不可）とならないことを前提とし、各行政区やその他各種団体の短期的な利用を促進します。  
体育館及びグラウンドについては、各種団体の定期的な利用やイベントでの利用など、これまでと同様な利用を継続します。  
旧資源化センターについては、都市計画法の規制をクリアできる用途で利用可能な民間企業への売却などを検討します。  
なお、隣県では地元市町発意の地域再生に資する用途変更が可能となる「市街化調整区域内の未利用公共施設（廃校舎等）の利活用促進に向けた開発許可基準」を新設していることから、群馬県に対して同基準の新設を要望していますが、前向きな反応はありません。
2. 公共施設利活用については、「役場職員全員へのアンケート調査」、「まちづくり町民アンケート」、加えて、旧南小学校利活用に関しては、地元行政区（8・9・10行政区）との懇談会を実施してきました。これまでの意見を参考にさせていただくとともに、随時、地域住民、団体、事業者などの意見を聴いていますが、水害時及び地震時の避難所との併用は、想定する限り両立させることは難しい面もあります。
3. 令和元年に東洋大学PPP研究センターが実施する「東洋大学PPP／PFIサウンディング・ゼロ」において、学校の廃校の利活用について、相談した経緯があります。しかし、学校の廃校は供給過多で、無償でも借り手がつかない場合があり、加えて市街化調整区域で、使いたい用途で許可が出るのか不透明、浸水エリアでもあるため、民間の興味から外れる可能性が高いとの意見でした。  
現状では、引き続き民間団体等からの短期的な利用を促進し、使用料によって財政負担の軽減を図ります。